

# いじめ防止基本方針

米原市立 山東小学校

## 米原市立山東小学校いじめ防止基本方針 目次

1	いじめの定義といじめに対する基本的な考え方	2
(1)	いじめの定義	
(2)	いじめに対する基本的な考え方	
2	本校におけるいじめ防止等のための対策の基本的な考え方	2
(1)	いじめの防止	
(2)	いじめの早期発見	
(3)	いじめへの対処	
3	いじめ対策委員会の設置	3
(1)	役割	
(2)	構成員	
4	いじめの防止等のための対策	4
(1)	いじめの防止のための取組	
(2)	いじめの早期発見のための取組	
(3)	いじめへの対処	
(4)	インターネットやスマートフォンによるネット上のいじめに対する対策の強化	
(5)	いじめの解消にむけて	
(6)	その他	
5	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	8
(1)	基本方針、年間計画の見直し	
(2)	基本方針、年間計画の公開	
6	重大事態への対処	8
(1)	重大事態の定義	
(2)	重大事態発生時の措置	

## 米原市立山東小学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

#### (1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）  
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立って判断する。

○いじめへの対応は個々の教職員のみによることなく、小中学校における学校いじめ対策組織（以下「学校いじめ対策委員会」という。）を活用し、組織的にいじめに該当するか否かを判断する。

○けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

#### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめに全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識にたち、すべての児童が安全で安心な学校生活を送ることができるように、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組むためにこの「いじめ防止基本方針」を定める。

### 2 本校におけるいじめ防止等のための対策の基本的な考え方

#### (1) いじめの防止

教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに、豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育む。

さらに、児童が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、児童が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努める。

加えて、児童の自発的・自治的な活動を進め、児童自らがいじめの未然防止に取り組むなど、全ての児童にとって居心地のいい学級・学校づくりを推進する。

#### (2) いじめの早期発見

いじめは、大人からは見えにくく、また、事実認定が難しい。しかしながら、いじめを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまう。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であることから、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。

このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、いじめを隠そうとすることなく、また、いじめを軽視せず積極的に認知する。

この際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つて行う。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童の状況をきめ細かに把握するよう努める。さらに、児童にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、児童が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童に声かけをするなど、児童との信頼関係を築くとともに、学校として、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整える。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を学校が中心となって構築する。

### (3) いじめへの対処

児童からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要がある。

このため、本校では、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」において直ちに対処する。

この際、いじめを受けた児童の立場に配慮しつつ、関連する児童から事情を確認するとともに、専門家と連携し、適切な支援に努める。また、家庭や教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図る。

加えて、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図る。

このため、日頃から全ての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築する。

## 3 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設する。その役割等については、以下の通りとする。

### (1) 役割

ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する。

イ) いじめの防止等の取組について、全ての教職員間で共通理解を図る。

ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う。

エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う。

オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う。

カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。

キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う。

ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う。

ケ) PDCAサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

### (2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当の主任、当該児童の学級担任、養護教諭とする。

なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加する。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官・教員経験者など外部専門家の参加を得る。

#### 4 いじめの防止等のための対策

##### (1) いじめの防止のための取組

###### ア) いじめについての共通理解

- ・ いじめの原因・背景、いじめを把握した場合の対処のあり方や具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知徹底し、共通理解を図る。
- ・ 校内研修の実施に当たっては、心理の専門家であるスクールソーシャルワーカーの活用を推進する。
- ・ 特別支援教育コーディネーターを中心とし、障がいに対する教員の理解不足が児童偏見につながり、いじめを生み出す契機となるようなことがないように特別な支援を必要とする児童の理解を図る研修を推進する。
- ・ 日頃から、教職員が相互に積極的に児童についての情報を共有する。  
全校集会や学級活動等を通じて教員がいじめの問題について触れ、学校全体に「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気醸成する。

###### イ) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・ 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育および体験活動の充実を図り、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むとともに、人権を尊重する実践的態度を養う。
- ・ 児童が自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や円滑に他者とのコミュニケーションを図るための能力の育成に努める。

###### ウ) いじめが行われないための指導上の留意点

- ・ 児童一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりに努める。
- ・ 人間関係を把握して、児童一人ひとりが活躍できる集団づくりに努める。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。

###### エ) 児童の自己有用感や自己肯定感の育成

- ・ 家庭や地域の人々などにも協力を求め、教育活動全体を通じて、全ての児童が活躍でき、自己有用感を高められる機会の設定に努める。
- ・ 自己肯定感を高めるため、困難な状況を乗り越えるような体験の機会の設定に努める。

###### オ) 児童自らがいじめについて学び、取り組む環境づくり

- ・ 児童会の活動により、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を呼びかけるような取組を推進する。
- ・ 教員は、全ての児童が、主体的な活動の意義を理解し、自主的・積極的に活動に参加するよう指導・支援する。

###### カ) 家庭や地域との連携

- ・ いじめの防止等の取組の年間計画の作成や実施に当たり、保護者や児童の代表、地域住民などの参加が確保できるよう工夫する。
- ・ 家庭や地域に対して、いじめ問題に取り組むことの重要性について啓発するとともに、家庭訪問、地域懇談会や学校通信等を通じて家庭や地域との緊密な連携・協力を図る。
- ・ 学校評議員会の場をはじめ、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題につい

て協議する機会を設けることに努める。

- ・民生委員の方やスクールガードの方などと情報交換する。
- ・日常より保護者との連絡や家庭訪問を密にし、信頼関係を築く。

## (2) いじめの早期発見のための取組

- ア) 日常的に児童に声かけをするなど、児童との信頼関係を深め、安心して相談できる体制づくりに努める。
- イ) 朝の健康観察で学級全員の様子をつかむ。
- ウ) 休み時間、給食の時間、掃除の時間、下校後などの子どもの人間関係を把握し、できる限り全員に声かけをする。その中で、持ち物や落書きなどの小さな変化に気づけるようにする。
- エ) 「いじめチェック表」を使って、様子に変化してきている子どもを早期に把握し、必要に応じて個別指導を行う。
- オ) 学期ごとに個人面談などの教育相談を実施する。
- カ) 養護教諭を中心とするなどにより、教職員間の情報共有に日頃から努める。
- キ) 保護者、児童を対象に、学期に1回の定期的なアンケート調査を実施する。
- ク) 家庭訪問等を活用して、保護者との緊密な連携に努める。
- ケ) 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について周知する。

## (3) いじめへの対処

- ア) いじめの発見・通報を受けた時の対応
  - ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を制止する。
  - ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、いじめを受けたとする児童の立場に立って、真摯に傾聴する。この際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
  - ・発見・通報を受けた教職員は、直ちにいじめ対策委員会に報告する。
  - ・報告を受けたいじめ対策委員会は、その情報を共有、記録し、直ちに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実の有無を確認する。
  - ・事実確認の結果は、校長が速やかに市教育委員会に報告し、緊密な連携を図る。
  - ・教職員全員の共通理解の下、関係の保護者の協力を得て対応する。
  - ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、米原警察署と相談して対処する。
  - ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに米原警察署に通報し、適切に援助を求める。
- イ) いじめを受けた児童またはその保護者への支援
  - ・いじめを受けた児童の立場に立って受容的に事実関係を聴取する。
  - ・家庭訪問等により、発覚した当日のうちにいじめを受けた児童の保護者に事実関係を伝える。
  - ・複数の教職員で当該児童生徒を見守る。
  - ・教職員、家族、親しい友人等、いじめを受けた児童にとって信頼できる人と連携し、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくる。
  - ・必要に応じて、いじめを行った児童を別室指導とする等、いじめを受けた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
  - ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官・教員経験者など外部専門家に協力を依頼する。

- ・いじめが解決したと思われる場合においても継続した見守り等の支援を行う。
- ・聴き取り等によって判明した事実は、適切にいじめを受けた児童の保護者に提供する。

#### ウ) いじめを行った児童への指導またはその保護者への助言

- ・いじめを行った児童から、複数の教職員で事実関係を聴取する。
- ・いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめを行った児童の保護者への連絡を迅速に行い、協力して対応に当たる。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官・教員経験者など外部専門家に協力を依頼する。
- ・児童生徒のプライバシーに十分留意して対応する。
- ・孤立感・疎外感を与えないよう、教育的配慮の下、個々の状況に応じた指導計画による指導を行う。
- ・警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・教育上必要と認めるときは、児童に対して、学校教育法第11条の規定に基づく懲戒を加えたり、特別指導を行ったりする等、適切な指導を行う。

#### エ) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、十分に聴き取りをしたうえで、自分の問題として捉えさせる。
- ・いじめをやめさせることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・はやしたてるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合いの場面を設定するなどして、いじめは絶対に許されない行為であることを徹底し、防止に努めようとする態度を育てる。
- ・全ての児童が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりを進める。
- ・必要に応じ、学年・学校単位での保護者会を開催し、いじめの事実と学校の方針や対応について説明し、理解と協力を求める。
- ・学級の進んだ取組を学校全体に広げ、再発防止に努める。

#### オ) いじめの要因と背景のアセスメントとプランニング

- ・いじめには様々な原因や背景が考えられる。多くの情報からいじめに関わった子どもの背景や行動の意味をアセスメントし、再発防止に役立てるプランニングを行う。
- ・プランニングにおいて大切な3つの視点
  - ①子どもの自尊感情を高めるための計画を立てる。  
いじめている子どもも、いじめられている子どもも、自尊感情の醸成が重要な鍵である。子どもの得意なものを見つけ、それを伸ばしていくよう計画を立てる。
  - ②90%達成可能な計画を立てる。  
達成困難な計画では、達成できなかった場合、子ども、保護者、教員に徒労感や疲労感しか生まれない。そのため、焦らず十分達成可能な計画を立てる。少しのステップアップでも、そこで得られる充実感や達成感が子どもの自信につながる。また、保護者や先生にもエネルギーが生まれる。
  - ③計画がうまくいかなければ修正する。  
全ての計画がうまくいくことはない。うまくいかなかった場合にはもう一度情報を収集し、有効な支援を改めて考える。たとえうまくいかなかった取組でも、子どものために一生懸命取り組んだことに大きな意味があるという立場に立つ。

(4) インターネットやスマートフォンによるネット上のいじめに対する対策の強化

ア) 研修や周知

- ・教員に対し、インターネットを通じて行われるいじめの現状や危険性および効果的な対処に関する研修を実施し、対応力を高める。
- ・児童や保護者に対し、インターネット上のいじめは匿名性が高く、インターネット上で一旦拡散すると消去は困難であり、いじめの被害者にとどまらず、家庭や地域に多大な被害を与える可能性があること、また、インターネット上のいじめは重大な人権侵害に当たり、犯罪になり得る行為であることとの理解を図るとともに、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組を周知する。
- ・児童に対し、情報モラルや情報リテラシーを身につけさせる教育を推進する。

イ) ネット上のいじめへの対処

- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに米原警察署に通報して連携し、必要に応じて法務局に協力を要請する。

(5) いじめの解消に向けて

ア) いじめが「解消している」状態とは

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件のことを言う。

- |   |
|---|
| <p>① いじめに係る行為が止んでいること。<br/>被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。</p> <p>② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。<br/>いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。</p> |
|---|

イ) 被害児童への継続的支援の徹底

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒について、日常的に注意深く観察を続ける。

いじめの解消に向けて、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(6) その他

ア) 校務の効率化

- ・一部の教職員に過重な負担がかからないよう校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなどして、校務の効率化を図る。

イ) 学校評価

- ・いじめの実態把握や適切な対応が促されるように目標を設定し、評価を行い、その結果を公表するとともに、改善に取り組む。



ウ) 教職員の人事評価

- ・日頃からの児童理解の状況、いじめの防止等に関する個々の取組や組織的な取組等が評価されるようにする。

5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

策定した学校基本方針や年間計画は、PDCAサイクルに基づき、毎年度見直す。

(2) 基本方針、年間計画の公開

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開する。

6 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」に沿って適切に対応を行う。

(1) 重大事態の定義

重大事態については、以下のように定義し、学校はその事態の報告・調査を行う。

- |   |
|---|
| <p>① いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> |
|---|

(いじめ防止対策推進法第28条)

- ・法第28条第1項の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、児童生徒が自殺を企図した場合

身体に重大な傷害を負った場合

金品等に重大な被害を被った場合

精神性の疾患を発症した場合 等のケースが想定される。

- ・法第28条第2項の「相当の期間」については不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- ・児童生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたととしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の措置

ア) 速やかに組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

イ) 調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。